

工事施工調整会議（三者会議）実施要領（案）

令和6年3月15日作成

1. 目的

建設工事において、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）が、工事施工調整会議（以下、「三者会議」という。）により、事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有し、設計図書と現場との整合性を確認、協議することにより、工事目的物の品質確保及び施工の円滑化を図るため、三者会議を試行する。

2. 対象工事

橋梁、トンネル、河川構造物等の大規模構造物に関する工事を対象とする。ただし、三者会議の効果が少ない等、発注者が不要と判断した工事は除く。

なお、これ以外の工事についても、三者会議が有効な工事においては対象とすることができる。

3. 当該工事の設計図書への明示

発注者は、設計図書（特記仕様書）に三者会議の対象工事、対象委託であることを明示する。

特記仕様書記載例（対象工事）

第〇〇条「工事施工調整会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、技術提案に対する意見交換等を行う「工事施工調整会議（三者会議）」の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

特記仕様書記載例（対象設計委託）

第〇〇条「工事施工調整会議（三者会議）」への出席

本委託は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受託者（設計受託者）、受注者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、技術提案に対する意見交換等を行う「工事施工調整会議（三者会議）」の設置対象委託である。発注者から会議開催通知があった際は、三者会議へ出席して議事録を作成し三者相互の確認を受けた後、議事録を提出するものとする。

4. 三者会議の構成員

1) 三者会議の構成員は、次の通りとする。

① 発注者：総括監督員、主任監督員、担当監督員等

② 受注者：現場代理人、監理技術者、担当者等

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる

③ 受託者：当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタント等の代理人、主任技術者、照査技術者、担当技術者等

5. 三者会議の実施

1) 開催時期

・受注者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催する。

2) 開催の調整

◎発注者は、受注者の報告を受けて、その開催希望時期を基本として日程を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知する。

◎発注者は、受注者の報告を受けて、その照査結果や疑問点等について内容を確認し、設計成果に関するものは事前に受託者にその内容を伝える。

3) 協議内容

- ① 発注者による施工時の留意点の説明（事業目的、関係機関との協議調整状況、現場条件等）
- ② 受託者による設計内容の説明（設計意図、設計条件、施工時の留意点、仮設計画等）
- ③ 受注者による設計図書の照査及び技術提案等に関する説明（設計図書と現場条件との整合、仮設計画等）
- ④ その他、設計・施工に関する留意点の確認と疑問点の解決

4) その他

- ① 会議開催に関する調整、運営及び進行は、発注者が行うものとする。原則、当該工事主管課に事務局を設置するものとし、三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。
- ② 三者会議に使用する資料等は、三者それぞれが用意するものとする。書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
- ③ 受託者は三者会議での協議確認事項を会議録としてまとめ、三者相互の確認を受けるものとする。

5) 会議開催に要する費用

- ① 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。
 - ・ 受注者に対する費用は、工事打合せに含まれるため、計上しない。
 - ・ 受託者に対する費用は、原則、設計委託として取扱うこととし、積算方法は下記②による。
- ② 受託者に対する費用の算定は、以下を標準とする。
 - ・ 打合せ 一主任技師0.5人/回、技師（A）0.5人/回
 - ・ 旅費交通費 一建設局積算基準調査設計編に基づき計上
 - ・ その他原価 一建設局積算基準調査設計編に基づき計上
 - ・ 一般管理費等 一建設局積算基準調査設計編に基づき計上
 - ・ その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。